

二以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合

■2以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

公共性のある重要な建設工事のうち密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の**主任技術者**※がこれらの建設工事を管理することができます。

※注意！ この規定は、監理技術者には適用されません。（令第27条の第2項）

[例]

密接な関係のある工事とは
工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

近接した場所とは
工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

●主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする
●適用に当たっては、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要
(平成26年2月3日付 国土建第272号『建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)』)

■2以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と契約を締結する場合、下記の要件を満たせば、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

(発注者は、同一又は別々のいずれでも可)

- ①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ②それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの

(当初の請負契約以外の請負契約が、**随意契約により締結される場合に限る。**)

この場合、これら複数工事を一の工事とみなした取扱いとなるため、これら複数工事に係る下請金額の合計を4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上とするときは、特定建設業許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。

また、これら複数工事に係る請負代金額の合計が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。（『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)）

(A工事:建築一式以外)	(B工事:建築一式以外)	
請負代金 3,600万円	請負代金 3,800万円	A工事とB工事を一つの工事としてみなす
下請代金合計 2,800万円	下請代金合計 2,500万円	
専任の 主任技術者	専任の 主任技術者	
		下請代金合計 5,300万円
		専任の 監理技術者